

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

(令和6年6月1日)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-405-2180 (月～金曜日 8時30分～17時30分)

担当 生活相談員 鈴木 孝将

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 短期入所生活介護むらかみの郷の概要

① 提供できるサービスの種類

施設名	短期入所生活介護むらかみの郷
所在地	千葉県八千代市村上 1113 番 36
提供サービス名称	介護予防短期入所生活介護
介護保険事業所番号	1272603216 号

② 同施設の職員体制 (法令の指定基準を遵守しています)

施設長	1名 (兼務)
医師	1名 (嘱託)
生活相談員	1名 (兼務)
管理栄養士	1名 (兼務)
機能訓練指導員	1名 (非常勤)
介護支援専門員	1名 (兼務)
事務職員	1名 (兼務)
看護職員	1名以上
介護職員	4名以上 (兼務) ※常勤換算

※常勤換算とは常勤の勤務時間 (週40時間) を1名とした記載です。

③ 同施設の概要

定員	10名
居室	全室個室 (10部屋)
共同生活室	1室
浴室	パーソナルケア浴槽 (1個)、特殊浴槽 (1個)
医務室	1室
調理室	1室
相談室	1室
地域交流スペース	2室
事務室	1室

3 サービス内容

- | | | | |
|------------|-------|------|-------|
| ①食事 | ②入浴 | ③介護 | ④機能訓練 |
| ⑤レクリエーション等 | ⑥健康管理 | ⑦理美容 | ⑧外出援助 |
| ⑨受診付添いサービス | | | |

4 利用料金

(1) 基本料金（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費）

要介護認定区分	1日あたり
要支援 1	529 単位
要支援 2	656 単位

(2) 加算料金他

サービス名	単位数及び内容 (1日又は1回あたり)	対象者又は算定日(回)数
送迎加算	184単位/回	片道1回
療養食加算	8単位/回	対象者のみ
サービス提供体制強化加算	(I) 22単位/日	いずれか1つを算定 併算は不可
	(II) 18単位/日	
	(III) 6単位/日	
口腔連携強化加算	50単位/日	
認知症専門ケア加算	(I) 3単位/日	
	(II) 4単位/日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	対象者のみ、7日間を上限
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	
機能訓練体制加算	12単位/日	
個別機能訓練加算	56単位/日	
生活機能向上連携加算	(I) 100単位/月	いずれか1つを算定 併算は不可
	(II) 200単位/月	
生産性向上推進体制加算	(I) 100単位/月	
	(II) 10単位/月	
介護職員等処遇改善加算 (I)	総単位数の14.0%	

※1単位当たりの単価 10.55円

(3) 食費・居住費

居室の種類	ユニット型個室 利用の場合	
居住費	3,000円	
食費	1,800円	朝食 530円
		昼食 585円
		夕食 585円

(4) その他の料金

理美容サービス代	実費	希望により訪問理美容サービスを利用した場合
おやつ代	180円	希望によりおやつを提供した場合
行事食代	500円	希望により季節食を提供した場合
特別な食事代	実費	希望により嗜好品、特別な食材を提供した場合
趣味活動等の材料費、 外出費	実費	希望により参加いただく手芸等の材料費や、外出時の入場料等
日常生活費	実費	日常的に必要な身の回り品の費用（歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、綿棒、ティッシュ等）
電気代	1,100円/月	冷蔵庫（小型）
	800円/月	テレビ、電気毛布
	700円/月	加湿器
	600円/月	電気ポット
	400円/月	パソコン、ラジオ
	300円/月	扇風機、充電器
	実費	その他、消費電力と時間に応じた料金
ベッドセンサーリース	1時間未満 5,000円 以後 30分毎に 1,500円加算	電気代込み料金
外出援助	1,500円/月	個人的理由の外出で、外出援助を希望する場合。
自宅外送迎	2,300円/回	片道1回
受診付き添い費	2,500円/回	協力病院
	3,750円/回	直線距離10km迄
	6,250円/回	直線距離10km以上
処分費用	2,000円/箱 (縦×横×奥行の合計が 140cm程度)	施設に持ち込んだ身の回り品の処分希望の場合。 電化製品及び大型のものは別途費用がかかります。

(5) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(6) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、口座自動引き落とし、現金集金、銀行振込の3通りの中からご契約の際にご選択ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、お電話でお申込下さい。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して1ヶ月の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、その後の予約は無効になります。

2 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、現サービス終了後解約となります。

①利用者が事業者を支払うべきサービス料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、3ヶ月間以内に支払われない場合

②その他やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。

3 次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して予告期間をおかず、この契約を解約することができます。

①利用者またはその家族等が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

②関係法規はもとより、行政等の指導にもとづく事業所の指示を固く守らなかった場合。

③病状の変化や不慮の事故などによる不測の事態が生じた際に、事業所の指示を固く守らなかった場合

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が他の介護保険施設に入所した場合

②利用者が小規模多機能型居宅介護に登録した場合

③利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要介護と認定された場合

④利用者が死亡した場合

⑤利用者が小規模多機能サービスを利用した場合

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

①利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。

②利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	○	年1回以上の苑内外の研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	緊急やむを得ない場合は、事前にご説明いたします。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間 . . . 午前9時～午後5時
- ・外出、外泊 . . . 原則として自由。ただし、届けが必要です
- ・飲酒、喫煙 . . . 応相談
- ・金銭、貴重品の管理 . . . 自己責任において管理ください。紛失等の責任は負いかねます。
- ・所持品の持ち込み . . . 持ちこみ物品はすべて職員の許可を得てください。他利用者も含め安全確保のため、食品の手土産は少量で、生物については1回で食べきれ分量でお願いします。
- ・衛生保持 . . . 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力して下さい。

①施設でお守り頂く事項

施設での生活を快適、安全に過ごすために、下記の事項をお守りください。

- ・宗教や心情の違いなどで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の権利・自由を侵害しない事。
- ・けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑な行為をしない事。
- ・施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さない事。
- ・指定した場所以外での火気を用いない事。
- ・故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出さない事。

②原状回復の義務

ご利用者様が故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設又は施設の備品を破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用に原状回復するか、又は相当の代価をお支払い頂きます。

③当施設で責任を負いかねる事項

下記の場合は、施設の管理責任を負いかねることがありますのでご了承願います。

- ・利用者及び家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・利用者及び家族等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・利用者及び家族等が、施設もしくは施設職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ・施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により、適切な処置をしたにも関わらず、利用者が吸引を必要とする窒息、誤嚥等に至った場合。
- ・施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態にもつぱら起因する転落及び転倒等による怪我、それに起因すると思われる身体症状の悪化に至った場合。

- ・精神障害（認知症等を含む）による不適応行動（異食、無断外出等）にもつばら起因した、施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により損害が発生した場合。
- ・利用者が環境変化により施設生活に順応できない事にもつばら起因した、施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により損害が発生した場合。
- ・利用者が自己管理されている飲食物（おやつ、面会者からの差し入れ等）にもつばら起因した、施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により損害が発生した場合。
- ・その他、施設が予測かつ対応可能な範疇を超えた事態の発生により、適切な処置をしたにも関わらず、利用者に損害が発生した場合。
- ・施設が感染症予防策を講じ適切に衛生管理を実施していたにも関わらず、利用者が感染症等に罹患し損害が発生した場合。

7 非常災害対策

- ・災害時の対応 …… 当施設の災害対策規定に基づいた対応をします
- ・防災設備 …… スプリンクラー設備、非常通報設備（消防署直通電話）
- ・防災訓練 …… 年3回実施しています。（内、1回は夜間又は夜間想定訓練を実施）
- ・防火責任者 …… 松原 順一

8 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

苦情受付担当者	生活相談員	鈴木孝将	電話	047-405-2180
苦情解決責任者	施設長	松原 順一		
第三者委員	元教諭	●● ●●	電話	■■■■-■■■■-■■■■■
			携帯	■■■■-■■■■-■■■■■

(2) 第三者による評価の実施状況等 無し

(3) その他

当施設以外に市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

- ①八千代市保健福祉部長寿支援課 電話 047-483-1151 (代表)
- ②千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428 (苦情処理係)

9 当施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 清明会
代表者役職・氏名	理事長 寺田 憲児
事業所所在地・電話番号	千葉県八千代市村上 1113 番 36 TEL 047-405-2180
定款の目的に定めた事業	1 第1種社会福祉事業 (イ) 軽費老人ホームの経営 (ロ) 特別養護老人ホームの経営 2 第2種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営 (ハ) 老人介護支援センター事業の経営 (ニ) 老人居宅介護等事業の経営 (ホ) 障害福祉サービス事業の経営 3 公益を目的とする事業 (イ) 居宅介護支援事業の経営

- (ロ) 地域包括支援センター事業の経営
 - (ハ) 介護予防支援事業の経営
 - (ニ) 配食サービス事業の経営
 - (ホ) 福祉有償運送サービス事業の経営
 - (ヘ) 介護職員初任者研修事業の経営
- 4 その他これらに付随する業務

施設・拠点等	居宅介護支援	3ヶ所
	介護老人福祉施設	2ヶ所
	地域密着型特別養護老人ホーム	2ヶ所
	短期入所生活介護	2ヶ所
	通所介護	3ヶ所
	地域密着型通所介護	1ヶ所
	訪問介護	5ヶ所
	定期巡回随時対応型・訪問介護看護	1ヶ所
	福祉用具貸与	1ヶ所
	地域包括支援センター	3ヶ所

1 0 個人情報の取扱

社会福祉法人 清明会が保有する利用者等の個人情報については、適正かつ適切な取扱に努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。個人情報の利用期間・利用目的・使用条件については【個人情報の使用に関する同意書】をご覧ください。

1 1 在宅中重度対応体制

看護師の配置をしております。
夜間における24時間連絡体制を確保しております。

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈事業者名〉 短期入所生活介護むらかみの郷 印

〈住 所〉 千葉県八千代市村上 1113 番 36

〈説 明 者〉 生活相談員

鈴木 孝将 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

〈住 所〉

〈氏 名〉

身元保証人

〈住 所〉

〈氏 名〉